

藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月１９日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第 7 5 号

藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則（昭和 4 3 年藤沢市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「第 2 5 号」を「第 2 6 号」に、「第 4 3 号」を「第 4 4 号」に改め、同項中第 5 2 号を第 5 3 号とし、第 4 号から第 5 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）藤沢市市民憲章あり方検討会議

第 2 条第 5 項第 7 号中「2 2, 5 0 0 円」を「2 3, 4 0 0 円」に改め、同項第 8 号中「1 7, 3 0 0 円」を「1 8, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。